

- イ 資金使途 事業経営に必要な設備資金又は運転資金  
 ウ 融資利率 年 2.35 パーセント以内  
 エ 融資期間 設備資金 7 年以内（うち据置期間 1 年以内）  
 運転資金 5 年以内（うち据置期間 6 月以内）  
 オ 返済方法 原則として均等分割返済  
 カ 担保・保証人 担保は必要に応じて徴求し、保証人は 1 人以上（法人の場合にあつては、代表者を含め 2 人以上）とする。  
 キ 信用保証 すべて協会の保証付きとする。
- (2) 第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる資金枠により融資を受けようとする者
- ア 融資限度額 1 企業当たり 5,000 万円以内  
 運転資金にあつては 2,500 万円以内  
 1 組合当たり 8,000 万円以内  
 運転資金にあつては 4,000 万円以内

- イ 資金使途 事業経営に必要な設備資金又は運転資金  
 ウ 融資利率 年 2.30 パーセント以内  
 エ 融資期間 設備資金 7 年以内（うち据置期間 1 年以内）  
 運転資金 5 年以内（うち据置期間 6 月以内）  
 オ 返済方法 原則として均等分割返済  
 カ 担保・保証人 担保は必要に応じて徴求し、保証人は 1 人以上（法人の場合にあつては、代表者を含め 2 人以上）とする。  
 キ 信用保証 すべて協会の保証付きとする。

(損失補償)

第 8 条 県はこの制度の実施のため、第 5 条第 1 項第 2 号に規定する資金枠については、協会との間に別に定める損失補償契約を行う。

(融資申込み)

第 9 条 第 5 条第 1 項第 1 号に規定する資金枠により融資を受けようとする者は、別に定める融資申込書を事業所所在地の商工会議所、商工会（組合にあつては熊本県中小企業団体中央会）（以下「商工会議所等」という。）又は取扱金融機関に提出するものとする。

2 第 5 条第 1 項第 2 号に規定する資金枠により融資を受けようとする者は、承認計画書を添えて、金融機関所定の借入申込書により直接取扱金融機関に申し込むものとする。（あつせん及び審査）

第 10 条 前条の申込書を受理した商工会議所等は、調査の結果、融資を行うことが適当と認めるときは、当該申込書に別に定める融資意見書を添えて、速やかに取扱金融機関に送付し、あつせんを行うものとする。

2 前条の申込書を受理した取扱金融機関は、その内容を審査し、協会所定の信用保証依頼書を添えて、速やかに協会に送付するものとする。

3 取扱金融機関は、第 1 項の規定による申込書の送付を受けた場合は、その内容を審査し、協会所定の信用保証依頼書を添えて、速やかに協会に送付するものとする。

4 協会は、前 2 項の規定による申込書の送付を受けた場合は、その内容を審査し、保証することが適当と認めるときは、速やかに当該取扱金融機関に信用保証書を送付するものとする。

(重複貸付等の特認)

第 11 条 この要項の規定により融資を受けようとする者は、熊本県歳計現金余裕金貸付規則（昭和 34 年熊本県規則第 14 号）第 8 条ただし書の規定により、知事が必要と認められたものとして、重複して歳計現金余裕金を資金とする融資を受けることができるものとする。

(歩積・両建等の禁止)

第 12 条 取扱金融機関は、この要項に基づく融資について歩積又は両建等の条件を付けてはならない。

(融資状況報告)

第 13 条 協会は、毎月、別に定める融資状況報告書を翌月の 10 日までに知事に提出するものとする。

(協議等)

第 14 条 知事は、この要項の適正かつ円滑な運営を図るため、適宜この要項に定める関係機関と協議するとともに、必要と認めるときは報告を求めることができるものとする。

(雑則)

第 15 条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要項は、告示の日から施行し、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。  
 (熊本県地場産業振興対策資金融資制度要項及び熊本県産業革新支援資金融資制度要項の廃止)

2 熊本県地場産業振興対策資金融資制度要項（平成 2 年熊本県告示第 245 号の 8）及び熊本県産業革新支援資金融資制度要項（平成 2 年熊本県告示第 245 号の 9）は廃止する。  
 (経過措置)

3 この要項の施行の日前に、この要項による廃止前の「熊本県地場産業振興対策資金融資制度要項」及び「熊本県産業革新支援資金融資制度要項」の規定により貸し付けがなされた資金については、なお従前の例による。

4 この要項の施行の日前に、この要項による廃止前の「熊本県地場産業振興対策資金融資制度要項」及び「熊本県産業革新支援資金融資制度要項」により中小企業者が受けた融資の残高については、「熊本県地場産業振興対策資金融資制度要項」によるものにあつては、「熊本県産業活性化資金地場産業特別枠」に、「熊本県産業革新支援資金融資制度要項」によるものにあつては「熊本県産業活性化資金一般枠」に、それぞれ承継するものとする。

別表第1（第5条第3項第1号関係）

指定地場産業業種	
1	海草加工製造業
2	水産練製品製造業
3	煮干製造業
4	水産缶詰、瓶詰製造業
5	野菜缶詰、果実缶詰製造業
6	野菜漬物製造業
7	麺類製造業
8	みそ、醤油製造業
9	清酒製造業
10	焼酎製造業
11	製茶製造業
12	畜産食料品製造業
13	コンクリート製品製造業
14	セメント瓦、粘土瓦製造業
15	船舶製造業
16	い草加工製造業
17	菓子製造業
18	木材チップ製造業

別表第2（第5条第3項第2号関係）

知事指定の重点振興業種	
1	印刷業
2	製材業
3	木製家具製造業
4	窯業土石製造業
5	繊維製品製造業
6	貨物自動車運送業
7	内航海運業

**熊本県告示第513号**

熊本県新事業展開支援資金融資制度要項の一部を改正する要項を次のように定める。  
平成17年4月18日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県新事業展開支援資金融資制度要項の一部を改正する要項  
熊本県新事業展開支援資金融資制度要項（平成16年熊本県告示第293号）の一部を次のように改正する。

第1条中「中小企業者」を「県内中小企業者、従業員を積極的に雇用しようとする中小企業者、大型店の出店を契機に、新規出店、店舗改装等、業況の改善に資する事業を行う県内小売業者及び高度技術の集積により県内製造業等の中核となるような中小企業者」に改め、「産業」の次に「及び技術」を、「振興を」の次に「図るとともに、失業率の低下、ひいては県内産業の活性化を」を加える。

第2条を次のとおり改める。  
(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に定める中小企業者をいう。
- (2) 大型店 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第1項に規定する店舗面積（以下「店舗面積」という。）が10,000平方メートル以上の店舗をいう。

第3条第2項に次のただし書を加える。

ただし、第5条第1項第2号に係る融資にあつては、県から、貸付を受けた資金に100パーセントの自己資金を加えて、取扱金融機関に預託するものとする。

第3条第3項中「預託を受けた資金に」の次に「第5条第1項第1号から第3号までに規定する融資を対象に」を、「以上」の次に「、第5条第1項第4号に規定する融資を対象に400パーセント以上」を加える。

第4条中「取扱金融機関は、」の次に「第5条第1項第1号から第3号までに規定する融資にあつては、」を、「熊本支店と」の次に「し、第5条第1項第4号に規定する融資にあつては、県内に本店を有する銀行、信用金庫及び信用協同組合並びにみずほ銀行、東京三菱銀行、三井住友銀行、りそな銀行、住友信託銀行、福岡銀行、親和銀行、西日本シティ銀行、南日本銀行、長崎銀行及び商工組合中央金庫の県内各支店と」を加える。

第5条を次のとおり改める。